

高血圧の基礎疾患を有していた営業係長の長時間労働による死亡につき、会社と直属の上司であった取締役の責任が認められた事案

サンセイほか事件

第1審 横浜地裁 令和2年3月27日判決(労判1239-38)

第2審 東京高裁 令和3年1月21日判決(労判1239-28・本判決)



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』(共著・日本法令) など。

本件は、高血圧の基礎疾患を有していた営業係長の脳出血による死亡につき、会社の安全配慮義務違反と、直属の上司であった取締役の注意義務違反が認められた事案である。過重労働との関係では、実効性ある業務軽減措置を講じることの重要性を示唆する事案である。

1. 事案の概要

1) 当事者等

(1) 訴えた側(1審原告ら、2審控訴人ら)

訴えたのは、死亡したKの妻であるX1ならびにKの子であるX2及びX3(以下総じて「Xら」という。)

(2) 訴えられた側(1審被告ら、2審被控訴人ら)

訴えられたのはKの雇用主であった被告会社(治工具の製作販売等を目的とする株式会社)及び被告会社の取締役であったY1ないしY3である。Y2は、被告会社の代表取締役であったが、平成22年12月に辞任し、Y1が代表取締役に就任した。Y3は専務取締役工場長として被告会社のD支社に常駐していた。

2) Xの請求の根拠

Xらは、Kは、被告会社から長時間労働を強いられたことによって脳出血を発症して死亡したとして、被告会社については安全配慮義務違反に基づき、Y1ないしY3に対しては、会社法429条1項¹⁾に基づき、損害賠償を請求した²⁾。

3) 事実関係の概要

(1) K(昭和35年生まれ)は、昭和63年被告会社に入社し、平成元年より被告会社のD支社³⁾で就業した。Kは金型製造等の業務を行っていたが、平成8年頃に営業技術係に異動し、平成19年頃に営業技術係の係長になった。

(2) 平成23年当時被告会社の従業員数は本社が約25人、D支社が67人であった。

(3) 被告会社の36協定では、時間外労働が1カ月80時間まで、年間732時間まで延長できることが定められていた。

(4) Kの時間外労働時間は、発症前1カ月が85時間48分、同2カ月が111時間9分、同3カ月が88時間32分、同4カ月が50時間50分、同5カ月が63時間20分、同6カ月が75時間43分であった。

(5) Y3は、1カ月の残業時間が80時間を越えると過労死の恐れがあると認識していたため、残業時間集計表で2カ月連続で80時間を超えた従業員には、翌月の残業時間を減らすように注意し、他の従業員に業務を変わってもらうようKに声をかけ

たほか、Kの業務を自ら手伝うことも週に1、2回程度あった。また、各部署の係長等に残業時間に偏りが生じないように指導等をした。

(6) Y3は、D支社従業員の各人別の毎月の残業時間集計表の提出を受け、Y1に対してはD支社の従業員の労働状況等を報告していたが、Y2に報告することはなかった。

(7) Kは、平成13年以降の健康診断で、血圧・血中脂質異常と判定されていた。産業医はKと面談して指導をしたが、被告会社にKの健康管理について勧告することはなかった。Kの健康診断個人票には「高血圧(治療中)」との記載があったが、Kは病院を受診しておらず、この記載は虚偽であった。

(8) Kは平成23年8月6日、脳出血により自宅で倒れ、救急搬送されたが翌日死亡した。

(9) 花巻労働基準監督署長は、平成24年7月、Kの脳出血に関し労災保険支給決定をした。

(10) 被告会社は、平成24年12月20日解散が決議され、平成25年7月15日に清算終了したとして同月18日登記がされた。

2. 1審判決の要旨

(1) 争点1(被告会社の当事者能力の有無)

被告会社は、原告らに対する関係で清算終了しておらず、本件訴訟に関して当事者能力を有する⁴⁾。

(2) 争点2(被告会社の安全配慮義務違反の有無)

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行にともなう疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して、労働者の心身の健康を損なうことがないようにする義務を負う⁵⁾。認定基準⁵⁾を踏まえれば、被告会社としては、Kの時間外労働を制限する等の方法によって業務の負荷を軽減する義務を負っていたところ、この義務を尽くさず、安全配慮義務違反を認めるのが相当である⁶⁾。被告会社は、産業医の指導等により安全配慮義務を履行したと主張するが、産業医が被告会社に何らの勧告をしていないこと等からすれば、業務軽減のための有効な措置とは考え難く⁶⁾、上

記主張は採用できない。

(3) 争点3 (Y1ないしY3の任務懈怠^{かいたい}及び悪意または重過失の有無)

会社の取締役は、会社に対する善管注意義務として、会社が使用者としての安全配慮義務に反して労働者の生命、健康等を損なう事態を招くことがないように注意する義務を負い、これを懈怠して労働者に損害を与えた場合は会社法429条1項に基づく損害賠償の責任を負う。⁴⁾

Y3は、Kの業務負荷軽減を講じるべき義務があり、これを怠ったことに過失があった。⁵⁾一方、負担軽減のため、他の従業員に業務を代わってもらうようKに声かけをしたり、自ら代わりに行ったこと等からすれば、注意義務懈怠につき重過失があったと認められない。⁶⁾ Y1及びY2についても、重過失は認められない。

(4) 争点4 (因果関係の有無)

Kは、脳出血発症当時高血圧を呈していたところ、業務によりその自然経過を超えて脳出血を発症させるに至ったと考えられ、業務と脳出血による死亡との間に相当因果関係が認められる。

(5) 争点5 (過失相殺ないし類推適用の可否)

Kが健康診断で高血圧を継続的に指摘され、産業医との面

談が実施されたにもかかわらず、病院を受診せず虚偽報告をしていたこと等を踏まえ、過失相殺の規定を類推適用し、7割を減額⁷⁾するのが相当とした⁶⁾。

3. 本判決の要旨

本判決は、以下のように争点(3)のY3の責任認め点、争点(5)に関し、Kに関する要因の寄与割合を5割と判断した点を除き、上記1審の判断を維持した。

(1) 争点(3)について

(上記下線⑥の判断に変えて) Y3においては、Kの過労死の恐れを認識しながら、従前の一般的な対応に終始し、Kの業務量を適切に調整するために実効性ある措置を講じていなかった以上過失があり、その程度は重大なものであった⁸⁾といわざるを得ない。

(2) 争点5について

(上記下線⑦の判断を踏まえた上で)ただし、「会社としては、自らの健康状態を十分に顧みることなくその職責を果たそうとする、職務に熱心な労働者が存在することも考慮した職場環境を構築すべきであるから、Kの業務遂行方法に健康管理の観点から相当でない点があったとしても、これを過大評価すべきでない」として、寄与割合を5割に改めた⁷⁾。

ワンポイント解説

1. 労働者の脳血管疾患に対する健康配慮義務

本判決は、最高裁⁸⁾が示した労働者の健康に関する使用者の注意義務にかかる判断基準を引用した上で(下線①)、認定基準に照らし、Kが長時間労働に従事しているにもかかわらず、被告会社が時間外労働の制限等業務軽減の具体的措置を講じていないことをもって、被告会社の安全配慮義務違反を認めた(下線②)。また、被告会社が産業医の指導等により安全配慮義務は履行したとしたことに対して、下線③のように判断した。本件では、産業医の対応は問題とされていないが、労働安全衛生法が、事業者、産業医に対し長時間労働に関する情報提供を義務づける一方(13条4項)、産業医には事業者に対して労働者の健康管理等について必要な勧告ができる仕組みを設けている以上(同条5項)、基礎疾患を有する者が長時間労働に従事した場合、産業医には、事業者に対し

て業務軽減の勧告をすることが期待されているように考える。

なお、脳・心臓疾患の認定基準については、専門検討会にて検討がなされ、同会の報告書⁹⁾にそった基準の改正が予定されている。安全配慮義務を履行するためにも、改正の動向を注視する必要がある。

2. 取締役の第三者に対する責任

本判決は、労働者の安全配慮にかかる取締役の責任について下線④のように判断枠組みを示した上で、下線⑤のようにY3らに任務懈怠があったことを認めた。その上で1審は、下線⑥のようにY3がKの業務軽減に取り組んでいたことから重過失を認めず、Y3の責任を否定したのに対して、下線③の指摘をして重過失を認定し、Y3の責任を認めた。労働者が長時間労働に従事していることを認識した取締役としては、一般的な注意喚起では不足であり、確実に労働時間を削減し得る具体的措置を講じることが求められているといえよう。

1) 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2) 請求額は、X1は2,634万9,030円、X2とX3は各1,923万9,331円ならびにこれらに対する遅延損害金。

3) D支社は、若手県に所在する株式会社サンセイ・イサワが、平成20年1月に被告会社と合併した後、被告会社のD支社となったものである。

4) 本件では、提訴時に被告会社は解散し、清算結了していたことから、当事者能力の有無が争点となった。この点、原判決は、「株式会社は、清算手続きに当たって、知れたる債権者に対して各別に催告することを要するとともに(会社法499条1項)、債務を弁済した後またはその弁済のために必要と認められる財産を留保した後でなければ、その財産を株主に分配することはできない。」とし、被告会社は平成24年当時、「原告らに対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償債務を負っていたと解すべきである」にもかかわらず、各別の催告等をしていないこと等から、原告らに対する関係では、清算は結了していないと判断した。

5) 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(基発第1063号 平成13年12月12日 改正0507第3号 平成22年5月7日)

6) 7割の過失相殺類推適用及び損益相殺の結果、X1については、495万円、X2及びX3については、各509万9,201円の損害賠償義務が認められた。

7) 5割の過失相殺類推適用及び損益相殺の結果、被告会社とY3は連帯してX1については、745万円、X2及びX3については、各805万1,063円の損害賠償義務が認められた。

8) 電通事件 平成12年3月24日 第2小法廷判決 民集54巻3号1155頁

9) 「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」(令和3年7月) <https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000807245.pdf>